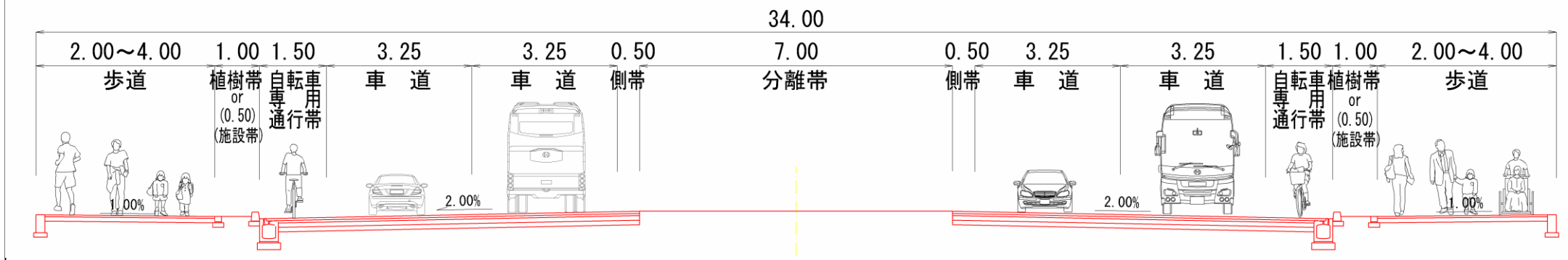


松山駅西口南江戸線の概要図面等

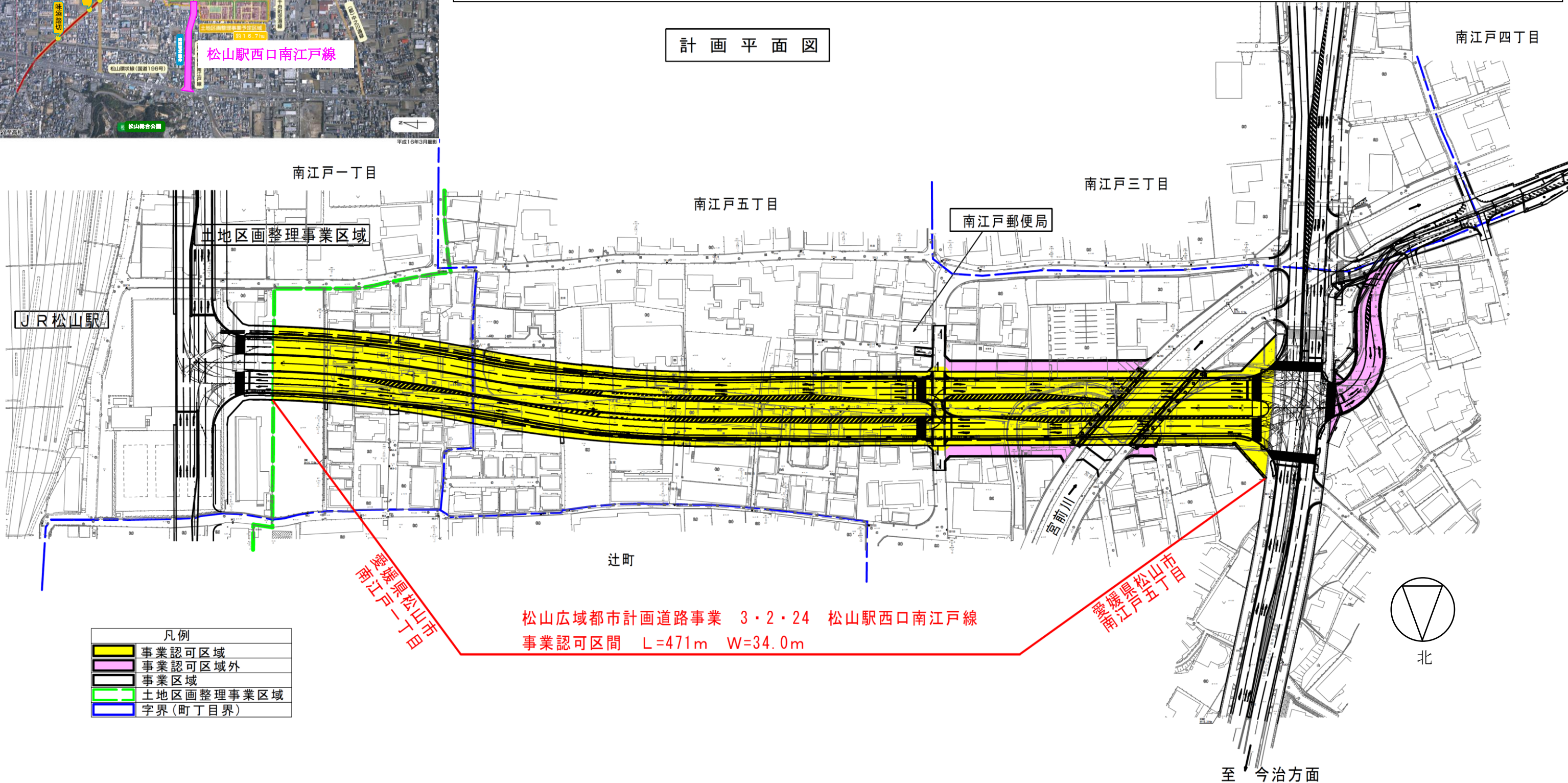
位置図



標準断面図



計画平面図



松山広域都市計画道路事業 3・2・24 松山駅西口南江戸線
事業認可区間 L=471m W=34.0m

- 凡例
- 事業認可区域
 - 事業認可区域外
 - 事業区域
 - 土地区画整理事業区域
 - 字界(町丁目界)

街路事業（都市計画道路松山駅西口南江戸線）について

●事業の概要

現在、JR松山駅周辺では、南北に走るJR予讃線等により市街地が東西に分断されており、踏切遮断による渋滞や事故の解消等を目的とした県施行の連続立体交差事業や、都市基盤施設の整備による交通結節機能の強化や東西交通の利便性向上、都心居住環境の創出を目的とした市施行の松山駅周辺土地区画整理事業などが行われています。

都市計画道路松山駅西口南江戸線は、道路新設、歩道・自転車専用通行帯の整備、路面電車延伸のための軌道敷確保等を行うものであり、松山駅周辺の事業と連携し、住宅地の多い駅西側からJR松山駅へのアクセスが容易となり、都市機能が集積する中心市街地への利便性向上、コンパクトシティの推進や中心市街地の活性化に資する幹線街路です。

【事業認可の概要】

○都市計画事業の種類及び名称

種類：松山広域都市計画道路事業

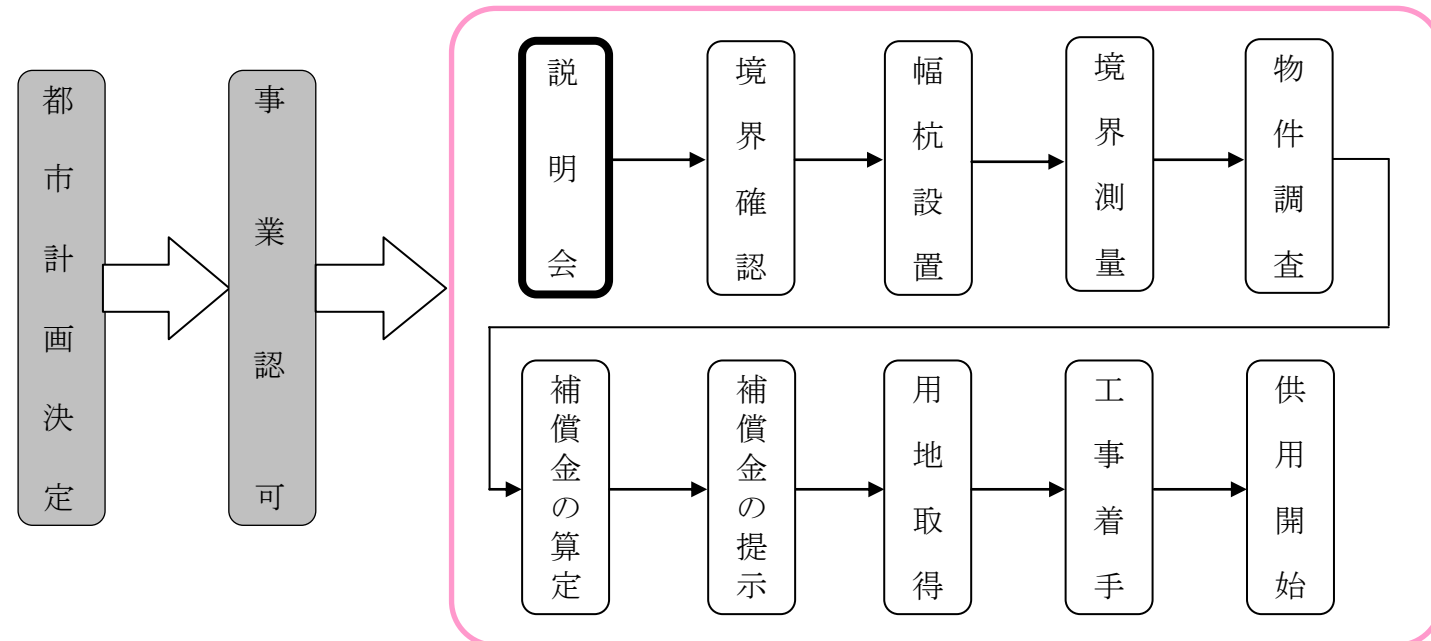
名称：三・二・二十四号松山駅西口南江戸線、三・三・十二号松山環状線

○施行者：愛媛県

○施行期間：平成29年1月16日から平成35年3月31日

○事業地：松山市南江戸一丁目、三丁目及五丁目地内

●事業の進め方



●事業認可に伴う制限

○事業認可されたことにより、事業地内に対して都市計画法第65条第1項及び第67条第1項により、次に挙げる行為を行う場合は施行者（愛媛県知事）に届け出なければなりません。

●都市計画法 第65条第1項

当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

●都市計画法 第67条第1項

公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もった額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

法第65条第1項（建築行為等の制限について）

- ・ 土地の形質変更
- ・ 建築物、工作物の新築、改築若しくは増築
- ・ 移動の容易でない物件（重量5ト以上）の設置若しくは堆積

法第67条第1項（土地建物等の有償譲渡について）

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする場合

※ 以上の都市計画法に基づく制限は、事業認可の区域（左記に示す施行箇所）に適用されます。

《申請・届出の様式は法令等で定められています。》

お問合せ先

〒790-8502

松山市北持田町132番地

愛媛県中予地方局 建設部 鉄道高架課 TEL 089-909-8777 (直)

用地課 TEL 089-909-8772 (直)

Email: chu-tetsudo@pref.ehime.lg.jp